

議案第 1 2 2 号

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年前橋市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号を削る。

別表子育て研修室の項中「5 4 0 円」を「4 9 0 円」に、「7 1 0 円」を「6 6 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。